

## 第11章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本評価書では、対象事業に係る環境影響の項目として、大気質、騒音、振動、微気圧波、低周波音、水質、地下水の水質及び水位、水資源、重要な地形及び地質、地盤沈下、土壌汚染、日照障害、電波障害、文化財、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等及び温室効果ガスを選定し、これらの項目について調査、予測、環境保全措置の検討及び評価を行った。

各項目ごとの調査、予測及び評価結果の概要は、第8章に示すとおりである。

これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価する。

なお、山梨リニア実験線での成果を含め、工事期間中に新たな環境保全技術などの知見が得られた場合には、できる限り取り入れるよう努める。